

年金積金「矍鑠人」(かくしゃくびと)

(スーパー積金)

平成28年2月1日現在

商品名 (愛称)	スーパ－積金 (年金積金「矍鑠人」)
販売対象	・当金庫で公的年金をお受取りされている個人の方
期間	・1年・2年・3年
預入 (1) 預入方法・時期 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入回数	・年金受給口座からの自動振替により隔月に掛金の払込みができます ・10,000円以上 ・1,000円単位 ・契約期間1年：6回、契約期間2年：12回、契約期間3年：18回
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 契約時におけるスーパー積金の契約期間1年・2年・3年の期間区分の店頭表示金利に、当金庫所定の「年金優遇金利」を上乗せした利率を満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （なお、マル優は利用できません） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	
付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）、年金優遇金利は、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9時～17時、電話：052-913-1153）にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・年金優遇金利は、金利情勢等により予告なく変更する場合があります
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

中日信用金庫